

## 質問書回答

件名	令和6年度宮崎（県西地域）の強みを生かした誘客事業業務委託企画提案競技	
NO	質問内容	回答
1	「県内外観光客の来訪意欲を醸成する」とありますが、こちらは国内日本人旅行者が対象でしょうか？ インバウンド観光客も対象になりますでしょうか？ 主たるターゲット観光客に関して詳細をお伺いできれば幸いです。	国内観光客及びインバウンド観光客ともに対象となります。 本県の強みや自社の強みを考慮した上で、ターゲットを設定してください。  ※参考 宮崎県観光振興計画
2	観光コンテンツの造成に関して、既存のコンテンツを繋ぎ合わせて造った観光コンテンツも新規コンテンツとして捉えられますか。 あるいは県や事業者の皆様と協力し、全く新たな観光コンテンツを1から造成することを指しますでしょうか。	仕様書3(1)ウ(ア)での観光コンテンツの造成は、既存のコンテンツを繋ぎ合わせることも認めますが、少なくとも1つは観光コンテンツ実施事業者等と連携して、新たな観光コンテンツを造成することを想定しています。
3	令和6年9月18日締切の参加申込書(様式 第1号)は、共同企業体での参加の場合、代表構成員だけの記載でよろしいですか。	参加申込書(様式 第1号)は共同企業体での参加の場合、代表構成員のみの記載で構いません。
4	周遊や滞在につながる観光コンテンツの企画・造成について、現地で連携すべきステークホルダーの指定はございますか。	観光コンテンツの企画・造成において、仕様書3(1)ウ(キ)のとおり、自治体等関係機関との連携を図ってください。
5	造成したツアーの販売・催行について催行時期・人数はどれくらいを想定していますか。	催行時期は、契約締結日から令和7年3月31日（契約期間終了）までの期間内であれば、特に想定はございませんが、令和7年3月31日までに全ての事業が終了（成果物の提出を含む）している必要がありますのでご注意ください。 催行人数の想定はありませんが、受託事業者で設定したターゲットや造成したツアーの内容に応じて、催行人数を設定ください。
6	造成したツアーの販売・催行について、参加者から徴収した費用で、受託者側に利益が出ても問題ないのでしょうか。	問題ありませんが、ツアーの価格は法外な価格とならないよう設定してください。
7	受託後、地域の観光コンテンツ運営事業者様のリスト提供、ご紹介などはご相談可能でしょうか。	受託後であれば、受託事業者のご要望にお応えできる範囲で対応させていただきます。
8	造成したツアーの販売・催行について、ツアーの参加人数などにKPIはございますか。	上記No5のとおりです。

9	ターゲットの設定について、「県内外観光客」とありますが、インバウンド（訪日外国人）も含まれますか。	上記No1のとおりです。
10	観光コンテンツの企画・造成について、必要に応じて複数企画することも可能ですか。また、他地方自治体の観光コンテンツの中で参考・ベンチマークされているものがあればご教示ください。	観光コンテンツの企画・造成は複数企画することも可能です。なお、他地方自治体の観光コンテンツの中で参考にしているものはありません。
11	ツアーの販売・催行について、受託者によるツアー催行は最低何名程度の参加を想定されていますか。また実施期間は「1日のみ又は中長期間であるものを問わない」とありますが、ツアーの催行時期も委託期間内に業務完了できるものであれば提案者に任せられますか。	上記No5のとおりです。
12	過去の誘客事業業務のお取り組みはございますか。もしございましたら過去取り組み実績の中で、反響の良かったものやそうでないものの、取り組み名とそのポイントについてご教示ください。	当事業は今年度の新規事業であるため、過去の実績はありませんが、宮崎の強みを生かした事業として、県として神話ゆかりの地を巡るキタビや自然や癒しをテーマにしたデトックス・トリップ宮崎、ダムなどのインフラを観光視点で捉えたインフラツーリズムなどのテーマ旅の訴求を行っており、その中で宿泊プランの造成や周遊企画は、誘客や県内周遊に繋がり好評でした。
13	仕様書の業務目的において「神話をはじめ、自然や食、スポーツといった本県の強みを生かした～」とありますが、「業務内容(1)-ア.テーマの選択」の中でも、目的の初めに記載のある「神話」に注力していきたい意向はございますでしょうか。もしくは他のテーマのうち特に注力していきたいものはございますか。	「神話」のみならず、「食」、「スポーツ」、「自然」、「森林」、「神話」の5つに注力していきたいと考えています。
14	各市町村の中でも注力していきたいエリアはございますか。	当事業では、注力していきたいエリアの指定はありません。
15	造成したツアーの販売・催行について、今後のスケジュールを想定すると催行が寒い時期にかりそうです。要件として造成した観光コンテンツすべてを事業期間内に催行することが必須となりますでしょうか。	上記No5のとおりです。 造成した観光コンテンツ全てを事業期間内（契約日から令和7年3月31日まで）に催行する必要があります。